

新城市再生可能エネルギー導入の促進に関する基本的な方針

平成26年10月1日

平成23年3月の東日本大震災とそれに起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、既存エネルギーシステムの脆弱性が明らかになり、エネルギーの在り方について大きな枠組みの転換が日本社会に求められています。

こうした状況を踏まえ、平成23年10月に開催された「環境首都創造自治体全国フォーラムin新城」において「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案」を行い、構成自治体やNGOとともに地域での行動を進めてきたところです。

エネルギー対策と温暖化対策は表裏一体であることから、急激な気候変動を避けるために早急な対応が求められています。政府は平成25年11月に開催されたCOP19で見られるように温室効果ガス削減に対する前向きな目標を設定していません。しかしながら、健全で恵み豊かな地球の環境を将来世代に継承していく責務を果たすためには、これらの問題と対峙する必要があります。

それには、地域資源である再生可能エネルギーの導入や市民節電所としてエネルギー消費量の削減を行っていくことが必要であると考えます。そして、この取り組みが継続的に行われていくには、これまで地域外に流出していた資金の一部を地域内での循環に変え、地域社会や地域産業を活性化し、地域全体の意識と活力を高めるため、地域産業基盤の拡大や地域住民の意識喚起、地域経済の循環形成にも繋がるものとするのが不可欠です。

こうしたことを踏まえ、地域が主体となった再生可能エネルギー事業を進めるにあたり、市が主体的若しくは側面的に関与していく事業を明確にするため、新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例第9条第2項に基づき、基本方針を定めるものです。

1 新城市における再生可能エネルギー導入促進の意義・目的

本市では、平成24年度に行った「小水力発電可能性調査」において、かつて市内の31箇所の小水力発電所があったことが確認されました。これは、かつて電力事情が悪かった地域性を補うためのものであったと同時に「水力」という再生可能エネルギー賦存量の存在を意味します。この他にも太陽光については年間2,000時間を超える日照量が、バイオマス分野についても市域の83.5%を占める森林資源が、また、風力についても一部地域において民間事業者が事業化に向けた動きが見られたこともあり、多様な再生可能エネルギーが存在していると判断できます。

この環境を活かし、温暖化対策及びエネルギーの安定的な利用に寄与するため、市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者が連携して事業を推進し、自立した持続可能な地域社会の形成を図っていきます。

2 新都市における導入促進等の方向性

平成21年の18号台風により、一部地域では電気の復旧までに4日間を、また、平成23年の15号台風により臼子地内国道301号の路肩が崩壊し、全面通行止めが解除されるまでに3か月を要しました。近年は、狭い範囲で時間100mmを超える雨が降るなど、気象は局地化・極端化現象が顕著になってきています。

この際に心配されるのが、拠点となる避難所や公共施設へ電源供給ができなくなってしまうことです。高齢者や子どもたちにとって停電が長時間続くことは、体力的・精神的に影響があるものと推察されます。こうした状況を踏まえ、地域で賦存量のある再生可能エネルギーを用いながら非常用電源を確保していくことは自治体の重要な責務であると考えます。

また、恵まれた自然環境と地域自治体制度によるコミュニティの結束力を活かしながら再生可能エネルギー事業に取り組むことは、地域活性化、地域経済の発展に結びつき、地域の持続可能性を高める可能性を十分に持っています。そのためには、地域が主体となった社会が構築できるよう仕組みを整えていく必要があります。

3 役割

地域に存在する再生可能エネルギーを活用するにあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に配慮することが必要です。これは「新都市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例（以下「省エネ・再エネ推進条例」と記します。）」においても「活用の基本理念」として記されています。

地域が主体性を発揮し、地域資源・地域財産を有効に活かした地域経済の振興及び地域セキュリティ基盤の強化の取り組みを積極的に進めるために、省エネ・再エネ推進条例では、市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者の役割分担が次のとおり定められています。

(1) 市の役割

ア 地域社会が持続的に発展するように、積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとします。

イ 省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとします。

ウ 公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用を努めるものとします。

(2) 市民の役割

省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用についての知識の習得と実践に努めるものとします。

(3) 事業者の役割

その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に努めるとともに市が実施する施策に協力するものとします。

(4) 再生可能エネルギー事業者の役割

ア 再生可能エネルギーの活用に関し、省エネ・再エネ推進条例の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとします。

イ 地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に努めるものとします。

ウ 施設における発電状況等のデータについて、ホームページ等で公表に努めるものとします。

4 活用が見込める再生可能エネルギー

(1) 再生可能エネルギーの種類

再生可能エネルギーとは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの。ただし、化石燃料を除きます。）が規定されています。

(2) 新都市で活用が見込める再生可能エネルギー

現時点において、本市で活用が見込める再生可能エネルギーとしては、次の分野が考えられます。

ア 太陽光、太陽熱、風力及び水力等を活用して得られるエネルギー

イ 間伐材、剪定枝及び生ごみ等のバイオマスから得られるエネルギー

5 再生可能エネルギーを普及させるために市が共同する事業

市が主体的、若しくは関与しながら導入を促進する事業は、再生可能エネルギーの事業化を通じて地域への貢献が図られるなどの公共性を有し、次の全てを満たすものとします。

(1) 地域が主体的に事業を所有している計画

(2) 事業の意思決定が地域に基盤をおく組織によって行われる計画

(3) 事業で得る利益の過半が社会的・経済的便益として地域に還元される計画

ア 再生可能エネルギー事業における公益性の基準

再生可能エネルギー事業における公益性の基準は、地域社会の広範な意向等を勘案して総合的な判断によるものとします。

(7) 市民生活の安全・安心及び利便の向上が図られる事業

〔事業例〕

○ 再生可能エネルギーを災害時に非常用電源として活用できる機能を持たせた事業

○ 再生可能エネルギーを街路灯に利用するなど、地域防犯に寄与する事業

(イ) 生涯学習の振興が図られる事業

〔事業例〕

- 再生可能エネルギーによる発電量等を「見える化」するなど、市民への環境学習機会を提供し、エネルギー意識の高揚に寄与する事業

(ウ) 地域資源を活用しつつ生産活動を促進し、市民の就業機会を拡大する事業

〔事業例〕

- 再生可能エネルギーを農産物の収量確保のために利用するなど、生産活動を促進する事業
- 再生可能エネルギー事業において、地元で生産加工される機材や工事資材を利用し、地域経済に寄与する事業

(エ) 自然生態系の保全と魅力ある景観形成が図られる事業

〔事業例〕

- 地域資源（間伐材等の森林資源）を再生可能エネルギーとして利用し、森林環境の保全に寄与する事業
- 水車小屋を復元するなど地域の原風景を維持、修復するなど景観形成に寄与する事業

(オ) 市内外との物流・人的交流の増進や市の知名度向上と来訪人口の増加が図られる事業

〔事業例〕

- 他自治体の野外教育センターや道の駅などに再生可能エネルギー施設を設置し、環境教育の推進や災害時の避難場所として貢献する事業
- 再生可能エネルギーを用いた地域活性化策（情報や飲食の提供）により集客が見込める若しくは施設等の利用促進につながる事業

(カ) その他、市の施策方針が実現される事業

〔事業例〕

- 再生可能エネルギー事業が認可地縁団体等により行われ、資金循環に寄与する事業

6 推進にあたっての環境整備

再生可能エネルギー事業の推進にあたっては、地域ニーズや各種再生可能エネルギー賦存状況を踏まえながら、事業環境の整備を総合的に行っていくことが重要です。事業の推進策として、税負担の軽減や助成金等の支援措置は有効な手段のひとつであると考えますが、一時的な支援を当てにして推進しようとするのではなく、継続的な収益を生み出し、事業そのものの持続可能性が高められるよう事業支援等に関する環境整備を進めていきます。

(1) 再生可能エネルギー事業化検討の場の設置

再生可能エネルギー事業の推進にあたっては、エネルギー自給の姿と併せ、地域経済の将来像を描くことが重要です。それには「何を目的に再生可能エ

エネルギー計画を進めていくのか」という理念を共有できるよう地域で合意形成を図り、実現に向けたプロセスを経ることが大切です。

市では、再生可能エネルギー事業を普及させるために関与する事業か、その妥当性や公益性を協議する場を設けます。

[整える環境]

- 新都市再生可能エネルギー普及促進会議（仮称）の設置

(2) 行政の事業への参画

地域の産業集積基盤やセキュリティ基盤の維持や発展に寄与する公益的再生可能エネルギー事業にあつては、行政も含めた市民、事業所、地域が一体となった持続可能な計画の策定を行います。

[整える環境]

- 再生可能エネルギー導入検討委員会 <庁内組織>
- 再生可能エネルギーの導入促進を図るための施策検討及び制度化

(3) 再生可能エネルギー事業を推進するための人材の育成

地域で再生可能エネルギー事業を進めていくにあつては、その事業に必要な知識やノウハウ等（再生可能エネルギー利用技術を実装するのに必要な工学的、法・社会学的専門性や地域主体形成のファシリテーション能力など）を有する地域人材が不可欠です。こうした人材を市域で共有し、効率的に活用していくことが、地域に根ざす再生可能エネルギー事業を飛躍的に普及させることに繋がっていくと考え、人材を育成する機会を提供します。

[整える環境]

- 再生可能エネルギー塾、市民環境講座等の継続的開催

(4) 公共施設の有効活用

効果的な再生可能エネルギーの普及促進にあつては、事業を行う場所の選定が事業の成否の大きな鍵を握っています。事業者が一定規模、しかも効率良くエネルギー事業を営める場所を確保するには、多くの時間と労力を要するため、場合によっては、固定価格買取制度のメリットを享受できず、採算性から事業を断念するケースが生ずることも考えられます。

市が所有する財産の有効利用を図るためにも、既存の公共施設や遊休土地などの情報を適宜開示し、再生可能エネルギー事業をサポートします。

[整える環境]

- 市が所有する公共施設及び遊休土地に関する情報整理・公開

(5) 事業化する際の法的規制などに係る情報提供

再生可能エネルギー事業を進める際には、農地や森林に関することをはじめ、様々な法規制を確認する必要があります。地域が主体となった再生可能エネルギー事業を進めていく際には、これらの確認や申請手続きなどが大きな負担となることが考えられるため、情報提供するなどサポート体制を構築します。

[整える環境]

- 事業実施主体や地域住民の負担を軽減するための調整窓口の設置

(6) 活動支援及び技術支援等

再生可能エネルギー事業の効果的な推進にあたっては、事業化活動の着実な継続を見据えながら、コミュニティパワーの向上等により事業の魅力を高め、新たな活動を呼び込み、再生可能エネルギー事業の拡大を促進することも重要です。スムーズな事業化を進めるため、専門家や有識者等を事業化の現場へと派遣する体制を整備し、的確で効果的な情報提供や技術支援等を行います。

[整える環境]

- 専門家及び有識者、関係機関等との連携強化による事業化活動に対するハンズオン支援^{※1}、可能性調査実施支援等の提供

※1：ハンズオン支援

有識者や専門家が現場に出て活動しながら行う支援や教育訓練のこと。実際に現場に入り、指導しつつ一緒に活動することにより事業化を効果的に進める支援形態。

(7) 広報及び情報発信

再生可能エネルギー事業の普及促進を図るため、市の広報やホームページの活用のほか、ソーシャルメディアなどで様々な情報を公開し、裾野の拡大を積極的に進めます。

[整える環境]

- 各種方針、制度、動向、行事案内、事例等の周知
- 広報、ケーブルテレビ、ソーシャルメディアなど多様な情報発信

7 環境の保全その他再生可能エネルギー導入促進に際し配慮すべき事項

再生可能エネルギーを通じた様々な活動は、地域住民の安全・安心な生活や地域環境の保全など、地域自治における様々な価値観と調和の取れた形で進められることが重要です。

本市は全国で2番目に「省エネ・再エネ推進条例」を制定し、再生可能エネルギーの活用に関する基本理念を定めています。この理念に基づき、再生可能エネルギーを活用する際には、地域が有する資源及び環境の役割が将来に渡り果たされることに配慮していきます。

《省エネ・再エネ推進条例に記される基本理念》

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用を努めるものとします。
- (2) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用されるものとします。
- (3) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします。
- (4) 地域に存在する再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとします。